

給与所得のみの人を対象に

「住宅借入金等特別控除」の説明会を開催します

市役所を会場に、川越税務署が説明会を行います。申告に必要な書類、筆記用具、電卓などをお持ちいただき、説明を聞きながら申告書を作成すれば、その場で確定申告書が提出できます。

特に住宅借入金を連帯債務にされた人、ローンの借り換えをした人などは、申告期間中の市の会場では申告できない場合があります。この機会にぜひ説明会への参加をお勧めします。

年末調整済みの給与所得のみの方が対象です。年金受給者、自営業者、2か所以上からの給与収入がある人等、年末調整済みの給与以外の収入のある人は、対象となりません。通常の確定申告を行ってください。



日時 1月27日(火)

○午前の部：午前9時30分受付、10時開始

○午後の部：午後1時受付、1時30分開始

※予約は不要です。直接会場へ

お越しください。

場所 市役所3階301会議室
対象 年末調整済みの給与所得のみで、平成26年中に住宅を新築・購入・増改築した人

※平成26年中に持ち家を売却して、家を購入したような譲渡所得のある人や、贈与税の申告で住宅取得等資金の贈与の特例を適用する人は、直接川越税務署へご相談ください。

必要書類

■共通書類(新築住宅・増改築)
○住民票の写し(平成27年1月以降に発行されたもの。コピー不可)
○住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(コピー不可)

※一般の残高通知ではなく、住宅借入金の表記があるものをお持ちください。
○補助金等の交付を受ける場合は、その金額のわかる書類
○平成26年分の給与所得の源泉徴収票(コピー不可)
○印鑑(朱肉を使うもの)
○申告者本人名義の口座がわかるもの

●新築住宅の場合(共通書類の)

他に)

○家屋の登記事項証明書(コピー不可)
※敷地もローンを組み、購入された場合は、土地の登記事項証明書(コピー不可)が必要です。

※登記事項証明書は、飯能市にある法務局で取得できます。
○家屋の売買契約書または工事請負契約書のコピー
※敷地もローンを組み、購入された場合は、土地の売買契約書のコピーも必要です。

※それぞれの契約書には、収入印紙が貼付され、消印済みのものがが必要です。
※認定長期優良住宅、認定低炭素住宅の人は、さらに家屋に係る長期優良住宅建築、低炭素建築物新築等計画の認定通知書のコピー及び住宅用家屋証明書のコピーが必要です。

●増改築の場合(共通書類の他に)
○家屋の登記事項証明書(コピー不可)
※登記事項証明書は、飯能市にある法務局で取得できます。
○家屋の工事請負契約書のコピー
※収入印紙が貼付され、消印済みのものがが必要です。
○建築確認済証のコピーあるいは、検査済証のコピーまたは増改築等工事証明書の原本

確定申告についての
お知らせ

大雪等により被害を受けた
皆さんへ

大雪等により住宅や家財など、生活に必要な資産に被害を受けた人は、申告により雑損控除を受けられる場合があります。

雑損控除の額の計算

次の①②のうち、どちらか多いほうが雑損控除になります。
①(損失の額ー保険金等で補てんされる金額)ー(総所得金額等の合計額×10パーセント)
②(損失の金額のうち災害関連支出の金額ー保険金等で補てんされる金額)ー5万円

必要書類
○被害を受けた資産の内容、取得時期、取得価額のわかるもの
○被害に関連して支出した金額の明細がわかるもの及び領収証等

○被害があったことよって受け取る保険金、損害賠償金、災害見舞金等の金額のわかるもの
○り災証明書
※詳しくは、川越税務署へお問い合わせください。

所得税の還付申告
所得税の還付申告は、確定申告期間に限らず、1月になれば川越税務署へ提出できます。確定申告受付期間前に還付申告をすると、還付金の振り込みも早くなるようです。申告期間中は会場の混雑が予想されますので、早めの申告をお勧めします。
公的年金等を受給されている皆さんへ
公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、市民税・県民税の申告書を提出するだけで、所得税の確定申告書は不要となります。
※医療費控除などによる所得税の還付を受けるための申告を提出することはできません。
※上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除など、確定申告書の提出が要件となっている控除を受ける場合には、確定申告書の提出が必要です。
※右記の所得内容に当てはまり、今まで確定申告書を提出していた人は、市民税・県民税の申告書が提出されないと、扶養控除などの所得控除がなくなり、市民税・県民税が計算される場合がありますのでご注意ください。

問い合わせ 川越税務署 ☎049-235-9411(自動音声案内)、市税務課市民税担当(1階10番窓口)